

家畜遠隔流通体制転換実証事業実施要領

制 定 令和5年11月29日付け5畜産第1829号
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

第1 趣旨

家畜遠隔流通体制転換実証事業の実施については、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱(令和5年11月29日付け5畜産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)の定めによるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 事業の概要

本事業は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)に基づき2024年度から適用されるトラックドライバーの時間外労働の上限規制等へ対応し、生体家畜の持続可能な長距離輸送・広域流通体制の確立を図るため、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が一体となり、次の各号に掲げる生体家畜の流通体制の転換に向けた実証的取組を支援するものとする。

(1) 海上・鉄道輸送の活用の実証

陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施

(2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証

中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送を実現するための機器・設備の導入、中継拠点等の運営、家畜専用トレーラー(荷台)の開発・導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施

第3 事業実施主体

事業実施主体は、次の各号のとおりとする。

(1) 家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアム

畜産農家等(家畜の移出入を行う産地において畜産を営む者又は農業者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)が中心となり、貨物運送事業者(生体家畜の輸送をする貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者又は港湾運送事業者をいう。以下同じ。)等の生体家畜の流通に係る関係者との間で組織するコンソーシアムであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

イ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手

続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

ウ コンソーシアム規約において、事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(2) 農業協同組合

(3) 農業協同組合連合会

(4) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。）

(5) 事業協同組合

(6) 事業協同組合連合会

2 事業実施主体又はその構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 事業の対象

事業の対象となる生体家畜は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、馬、めん山羊及びその他地方農政局長等（事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が特に認めるもの（事業実施主体は客観的根拠等を記載した理由書を作成し、本要領の第10の規定に準じた協議を行うものとする。）とする。

第5 補助の方法

第2の機器・設備の導入に対する補助は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 事業実施主体が自ら実施する場合

事業実施主体が機器・設備を導入する場合に、当該機器・設備の取得及び設置に必要な費用の一部を事業実施主体に対して補助する。

(2) リース事業者を活用する場合

事業実施主体が機器・設備をリースにより導入する場合に、リース事業者（事業実施主体と契約し貸付けを行うリース会社等をいう。以下同じ。）が取得する当該機器・設備（以下「貸付対象機器・設備」という。）の取得及び設置に必要な費用並びに貸付対象機器・設備の導入に伴い事業実施主体が自ら実施することとなる取組に必要な費用の一部を事業実施主体に対して補助するものとし、事業実施主体は、受領した補助金のうちリース事業者に対し支払われるべきものに相当する金額を速やかにリース事業者に対し支払うものとする。

第6 事業の実施基準等

次の各号に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
 - (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に係る経費
 - (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
 - (4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
 - (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 2 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、既存の機器・設備及び資材の有効利用等を行うことができるものとする。
- 3 補助対象経費の額は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。
- また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 導入する機器・設備の能力及び規模は、取り扱う生体家畜の頭数や産地の出荷計画等を勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さらに、コストの低減を図る観点から、機器・設備の利用を十分推進し、効率的な流通体制の確立に資するよう配慮するものとする。
- 5 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、要綱第13に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。なお、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させること等が困難な場合はこの限りでない。
- 6 事業実施主体は、本事業により導入した機器・設備を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、又は当該機器・設備の性質に応じてリース事業者等との保守契約を締結する等、その設置目的に即した運用を図ることで適正に管理するものとする。また、導入した機器・設備の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が機器・設備の管理運営を直接行いがたい場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、導入の目的が確保される場合に限り、地方農政局長等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。
- 7 機器・設備の利用料金を設定する場合は、原則として機器・設備の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

第7 採択要件

本事業の採択要件は、事業実施計画が本事業の目的に照らし適切であり、本事業の確実な遂行が可能であること及び事業実施計画において本事業の趣旨・目的に沿った具体的な取組が記載されていることとする。

第8 成果報告及び成果目標並びに目標年度

本事業の成果報告及び成果目標並びに目標年度は以下のとおりとする。

(1) 成果報告及び成果目標

事業実施主体は、目標年度に取組の実証内容や成果について成果報告書（A4サイズ・10～50ページ程度）を提出するものとし、第2第2号の実証は、これに加え、第10の事業実施計画において、当該実証の輸送事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して定量的な成果目標を設定するものとする。

なお、成果報告書は個人情報などを除き、原則として公開する。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、第2第1号の実証は事業完了年度の翌年度とし、第2第2号の実証は事業完了年度の3年後とする。

第9 補助対象経費

- 1 補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第10の事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先が決定している場合には、委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第10 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

本事業の事業実施計画については、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画の趣旨

生体家畜の長距離輸送・広域流通において、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の貨物運送事業者等が一体となって行う、陸上輸送と海上・鉄道輸送の組合せや中継拠点の活用による効率的なリレー輸送等の実証的取組を支援することにより、持続可能な生体家畜の長距離輸送・広域流通体制の構築を図ることを趣旨とした計画とする。

(2) 事業実施計画の作成

本事業を実施しようとする者は、あらかじめ地方自治体等の関係各所と十分な調整、協議を行った上で、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。

(3) 事業実施計画の承認

本事業を実施しようとする者は、農林水産省畜産局長（以下、「畜産局長」という。）が別に定める公募要領により事業実施計画を提出し、公募の結果として補助

金交付対象者に選定された場合は、当該公募要領により提出した事業実施計画について承認を受けたものとみなす。

なお、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局長等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

(4) 交付申請書への添付

事業実施主体は、要綱第9第1項に規定する交付申請書には別記様式第1号により作成した事業実施計画書を添付するものとする。また、要綱第15第1項に規定する変更等承認申請書には、変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成した事業実施計画書を添付するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増額又は国庫補助金の増額
- (2) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減額
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業実施地区の変更
- (5) 成果目標の変更
- (6) 事業の中止又は廃止

3 事業の着手

- (1) 事業実施主体は、要綱第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、同項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。

この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体がその理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出した上で、当該取組の後に同項の規定による通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体が(1)のただし書に基づき交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局長等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を

管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

第11 リース事業者を活用する場合の取扱い

1 貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を事業実施主体に移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を事業実施主体に移転することを前提に、事業実施主体とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

(2) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、事業実施計画に基づき、本事業の趣旨・目的に沿った実証の取組期間とする。

2 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転

リース事業者は、前項第1号に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により事業実施主体に当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

3 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース事業者に支払うものとする。

4 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

5 契約書類の提出

(1) リース事業者は、リース契約の内容に、貸付対象機器・設備の取得価格及び補助金額並びに本事業により導入した財産の管理、財産の処分の制限、補助金の経理等について要綱に準じて取り扱う旨を明記するものとする。

(2) 事業実施主体は、リース事業者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを地方農政局長等宛に提出するものとする。

第12 実績報告等

要綱第20に規定する実績報告書には、別記様式第1号に準じて作成した事業実績報告書を添付するものとする。この際、要綱第9及び第15に基づく申請時に提出した事業実施計画書を基に、当該事業実施計画書から変更があった場合には、その変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項の報告のほか、事業実施主体に対し、事業の実施状況に関して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

第13 事業の推進指導等

事業実施主体は、地方農政局長等の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、本事業の円滑な推進を図るものとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体（管理運営を委託している場合には当該管理運営主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとし、関係書類の整備、機器・設備の管理・処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

第14 事業の評価等

本事業については、次の各号に掲げる方法により評価を実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業実施の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度、成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、別記様式第3号により、その結果を7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 目標年度の翌年度の報告において、前項により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画書に定めた方法で実施されているかに留意し、別記様式第4号によりその報告内容を評価するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前号の評価の結果、事業実施計画書に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 前号により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、第2項による事業評価を実施した結果、社会的情勢の変化等の事業実施主体の責に帰さない外的要因による場合を除き、事業実施計画書に掲げた成果目標が達成されていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、第1号の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

- (1) 地方農政局長等は、第2項の事業評価及び第3項の改善計画について畜産局長に報告するものとする。
- (2) 畜産局長及び地方農政局長等は、事業実施主体に対し、前項の規定によるもののほか、必要に応じ、事業の実施状況等について報告を求め、又は指導することができるものとする。

附 則

この要領は、令和5年11月29日から施行する。

別表 1 (第 9 の 1 関係)

事業の内容	補助対象経費	補助率
1 海上・鉄道輸送の活用の実証 陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施	1 コンソーシアムの設立及び運営を行うために直接必要な経費のうち、別表 2 に該当するものであって、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに区分整理する。	定額
	2 会議等の開催に直接必要な会場借用料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	3 調査・試験に直接必要な試験費、データのとりまとめ・分析費、資材費、機器等購入費、輸送費、委託料、旅費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額

事業の内容	補助対象経費	補助率
2 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証 中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送等を実現するための機器・設備の導入、中継拠点の運営、家畜専用トレーラー（荷台）の開発・導入、流通モデルの構築のための検討会・調査・試験等の実施	1 コンソーシアムの設立及び運営を行うために直接必要な経費のうち、別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2の費目ごとに区分整理する。	定額
	2 会議等の開催に直接必要な会場借用料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	3 調査・試験に直接必要な試験費、データのとりまとめ・分析費、資材費、機器等購入費、委託料等の経費のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額

	4 中継拠点に必要な簡易な家畜管理・積換え設備・機器（家畜監視システムを含み、家畜の脱走を未然に防止するための外周フェンスにあっては、フェンスと一体的に設ける門扉等を含み、長さや範囲は脱走の防止の観点から必要最小限とする。）の設置、簡易な家畜管理に必要な資材等の備置・保管設備の設置、衛生管理設備・機器の設置、簡易な中継拠点管理設備・機器（仮設型ユニットハウス（原則として、中継拠点の敷地内又は隣接地に設置し、管理舎1棟当たりの規模は、共用部分8㎡×管理人等数（ただし、40㎡以内とする）+10㎡×管理人等数の面積の範囲内のもので、共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、中継拠点の利用頭数等事業実施計画からみて必要最小限とする。））を含む。）の設置、中継拠点利用予約等に係るシステムの開発及び導入等に要する経費 5 中継拠点の試験運用に伴う人件費及び賃金のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2に準ずる費目ごとに区分整理する。	1/2 以内 （ただし、簡易畜舎は29 千円/㎡、簡易堆肥舎は29 千円/㎡、外周フェンスは34 千円/mの基準事業費を補助対象の上限とする。） 定額
--	--	---

	6 家畜専用トレーラー（荷台） の開発、導入に要する経費	1/2 以内
--	---------------------------------	--------

別表 2（第 9 の 1 関係）

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年 9 月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。
旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費及び諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る移動に要する経費、滞在費等を含む）	・単価については、事業実施主体の旅費支給規則や国・県・市町村の規定によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用を対象としない。

需用費	本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、資材費、輸送費、ウェブサイト・システム構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費	・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験等を専ら行う経費	
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料	・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必ず必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費	
その他	他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費	

家畜遠隔流通体制転換実証事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体：

事業区分：・ 海上・鉄道輸送の活用の実証
・ 陸上輸送におけるリレー輸送の実証

（作成注意）

注1：事業区分の欄は、該当するものを円で囲むこと。

注2：コンソーシアムの設立前の場合は予定する内容により記載すること。

注3：事業実施計画を変更する場合は、変更前を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

注4：事業実績報告書を作成する場合は、本頁の「実施計画計画書」を「事業実績報告書」、第4の「機器・設備の導入計画」を

「機器・設備の導入実績」、同じく「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」と書き換えて作成すること。

また、事業実施計画書（地方農政局長等の変更の承認を受けた場合は変更後のもの）から変更がある場合は、計画を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム ／組織の名称)	事務局		組織構成／ 資本構成・比率（％）	沿革	代表者・役員の氏名	その他
	組織・所属名	所在地				

注：コンソーシアムの場合、組織構成に、畜産農家等、貨物運送事業者、その他の組織ごとに構成員を全て記載し、コンソーシアム以外の場合は、資本構成・比率を記載すること。

第2 事業実施の方針

事業区分	
------	--

1 事業実施の必要性及び効果

現状及び課題	事業実施の必要性及び導入する機器・設備	事業実施による効果
	(導入する機器・設備)	

注1：複数の事業を実施される場合は、事業ごとに別葉で作成すること。

注2：可能な限り定量的なデータを交えつつ、具体的に記載すること。

注3：以下の点に留意すること。

○現状及び課題

・現在の移出入地域、輸送ルート、輸送体制、輸送頭数等の現状や見込み等輸送の特徴を踏まえた分析等を基に記載すること。

○事業実施の必要性及び導入する機器・設備

・現状及び課題と、事業実施の必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。

○事業実施による効果

・導入する機器・設備と事業の効果・設定した成果目標との関連を明確に記載すること。

2 機器・設備を導入する施設の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積（㎡）	用地の取得方法

注：用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

3 取組の詳細

対象畜種等	（例：肉用子牛、乳用初妊牛など）
-------	------------------

輸送経路・手段等	事業実施前 （○年○月現在）	
	事業実施後	

（例：【〇〇県A市管内牧場5か所】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【〇〇県B港】→（フェリー ※家畜運搬車ごと車両甲板上に乗船）→【△△県C港】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【□□県と畜場】）

取組名	実施時期	実施内容	総事業費 （円）	国庫補助金 （円）	その他 （円）	備考
（例） 海上輸送の活用の実証	（例） 2月下旬、3月中旬の 2回	（例） 輸送時間の調査、輸送時 の温度環境調査、輸送コ スト調査				
（例） 中継拠点を活用したリ レー輸送の実証	（例） 1月～3月	（例） 簡易牛舎及び堆肥舎の整 備、衛生設備の整備、整 備した中継拠点を活用し たリレー輸送の実証				

- 注1：輸送経路について、地域等は【】内に書き、輸送手段は（）内に記載すること。
- 注2：実施内容欄には、取組内容を具体的に記載すること。
- 注3：備考欄には、総事業費欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量等）を詳細に記載すること。なお、備考欄は別葉とすることができる。
- 注4：事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、事業費の上段にその委託費の額を〔〕書で記載すること。
- 注5：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。
- 注6：必要に応じ適宜行を追加すること。

第3 成果目標及び目標年度（実施要領第2第2項の実証のみ）

事業区分	成果目標の 具体的内容	目標年度	備考

注1：実施する事業に係る成果目標及び目標年度を記載すること。

注2：必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。

注3：目標年度は、事業完了年度の3年後に設定すること。

注4：成果目標は定量的な目標を記載すること。

第4 機器・設備の導入計画
1 機器・設備の内容及び経費

取組内容	機器・設備の内容 (機器・設備の名称、構造、能力等)		単価 (円)	員数 (台、m、 一式等)	事業費 (円) ①+②+③	負担区分			事業完了 予定年月 日	備考
						国費 (円) ①	補助事業者 (円) ②	その他 (円) ③		
	補助 対象									
		小計								
	補助 対象外									
		小計								
		小計 A			0	0	0	0		
	補助 対象									
		小計								
	補助 対象外									
		小計								
		小計 B			0	0	0	0		
	補助 対象									
		小計								
	補助 対象外									
		小計								
		小計 C			0	0	0	0		
合計 (A+B+C)					0	0	0	0		

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

また、負担区分のその他の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。

注2：合計には、補助対象経費のほか、本事業と同時に実施する国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

注3：リースにより機器・設備を導入する場合であって国費以外の負担がある場合は、負担する者の欄に、リース料のうちリース期間中に支払う基本賃付料の総額及びリース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算額を記載すること。

2 リースによる機器・設備導入の概要

貸付対象 機器・設備	取得及び設置に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用 年数(年)	リース期間 (年)	リース料 (うち基本貸付料) (うち付加貸付料等) (円/年)	貸付対象機器・設備の リース期間終了後の価格 (円)	リース期間終了 後の取扱い	所有権を移転する 場合の譲渡額 (円)	備考

注1：リース事業者を活用する場合のみ記載すること。リース事業者を活用しない場合は「貸付対象機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

注2：リース期間終了後の取扱い欄は、所有権の移転、再リース等と記載すること。

第5 添付資料

(1) 導入する機器・設備の概要が分かる資料
(2) 導入する機器・設備の規模や数量等の決定根拠、本計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できる資料
(3) 中継拠点の位置図、機器・設備を導入する施設の現況図(平面図及び立面図) 及び用地内における建物(施設別)の配置図(本事業により導入する機器・設備の配置が分かるもの)
(4) リース事業者とのリース契約書(案)(リース方式の場合)
(5) 実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った(承認申請中の案件も含む)場合は、当該処分申請に係る資料
(6) 機器・設備を導入する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料(管理運営規程等)
(7) 事業実施後における収支計算書
(8) 賃貸借契約をする場合は契約書の案

地方農政局長（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長） 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業に係る交付決定前着手届

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業の事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、お届けします。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの間に、天災地変その他やむを得ない事由により本事業に関して損失を生じた場合には、当該損失は、事業実施主体の責めに帰すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業の着手から補助金の補助決定を受けるまでの期間内においては、本事業の事業実施計画の変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業実施主体	事業費	事業開始 予定年月日	理 由

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業の評価報告について

〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業について、家畜遠隔流通体制転換実証事業実施要領第14の規定に基づき報告します。

(注) 別添の評価報告書を添付すること。

家畜遠隔流通体制転換実証事業に関する評価報告書（実施要領第2第2項の実証）

事業実施主体名	
事業実施年度	

対象畜種等	
-------	--

（例：肉用子牛、乳用初妊牛など）

輸送経路・手段等	事業実施前 （○年○月現在）	
	事業実施後	

（例：【○○県A市管内牧場5か所】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【○○県B港】→（フェリー ※家畜運搬車ごと車両甲板に乗船）→【△△県C港】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【□□県と畜場】）

1 成果目標の達成状況

事業区分	成果目標の 具体的内容	実施内容	達成状況の評価

注1：計画値は、事業実績報告書に記載した目標年度及び成果目標を記載すること。

注2：達成状況欄は、A（計画どおり実施）、B（おおむね計画どおり実施）、C（計画を達成できず）のいずれかを記載すること。

注3：必要に応じて事業の成果を把握できる資料を添付すること。

2 成果目標が未達成（達成状況の評価がC）の場合の理由

--

注1：成果目標ごとに分けて記載すること。

注2：全ての成果目標を達成している場合は記載不要。

3 取組の総評

--

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。

必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

家畜遠隔流通体制転換実証事業に関する事業評価票

都道府県名	補助事業者名	事業区分	成果目標の 具体的内容	事業実施年度	目標年度	成果目標の 達成状況	成果目標が未達成の理由	地方農政局長等の意見

注：記載事項については、別記様式第3号別添の 1 の対応する項目から転記すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業における改善計画について

〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
注：改善計画は、事業実績報告書の第4の成果目標等を書き換えることにより作成するものとし、当該事業実績報告書を添付すること。
- 4 改善方策
注：問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制